

奈良県選挙管理委員会告示第七十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体から提出のあった平成二十二年分の収支報告書について、ビジョン21から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定により、平成二十三年十一月奈良県選挙管理委員会告示第七十七号（政治資金規正法に基づく収支報告書の要旨の公表）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十七年一月十三日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白 井 皓 喜

ビジョン21の項1中「収入総額	2,575,310」を「収入総額	
3,218,531」を「本年収入額	2,575,310」を「本年収入額	
3,218,531」を「回覧2中「支出総額	1,224,690」を「支出	
総額	1,867,911」を「回覧3中「寄附	2,575,310」を「
寄附	3,218,531」を「個人分	1,575,310」を「個人分
	2,218,531」を「回覧4中「政治活動費	1,224,690」を
「政治活動費	1,867,911」を「その他の経費	510,000
」を「その他の経費	1,153,221」を「回覧5中「年間五万円以下のもの	
	175,310」を「年間五万円以下のもの	818,531」を
		ぬる。